

防府市制施行90周年記念事業実行委員会設置要綱

令和7年10月1日制定

(設置)

第1条 防府市制施行90周年記念事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、防府市制施行90周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念事業の全体調整及び実施に関すること。
- (2) その他、記念事業を実施するために必要なこと。

(組織及び役員)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にあるものを委員として組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長及び監事を置く。
- 3 委員長は、会務を総理するものとし、総務部次長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理するものとし、総合政策部次長をもって充てる。
- 5 監事は、委員会の会計を監査するものとし、委員会の承認を得て、委員のうちから委員長が委嘱する。
- 6 委員長は、別表に掲げる者以外の者を委員として追加することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員会の出席等に際して、委員への報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するために、総務部行政管理課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、総務部行政管理課長をもって充てる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から事業の終了する日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(別表第1)

委員長	総務部次長
副委員長	総合政策部次長
委員	文化スポーツ観光交流部次長
委員	生活環境部次長
委員	福祉部次長
委員	保健こども部次長
委員	産業振興部次長
委員	土木都市建設部次長
委員	教育部次長
委員	上下水道局次長
委員	消防本部次長

※部次長が複数いる場合は、部次長会議に出席する者とする。